表７　トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準

区　　分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上

(2) 目標の立て方

乗用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

１３－２ タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①次の要件を満たすこと。 ア．基準値１は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ．基準値２は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。 ③スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

２　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。

３　「車外騒音性能」の試験方法は、ISO 13325 による。ただし、国際連合欧州経済委員会の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則第 117 号（以下 UN R117」という。）」による規制の対象外となるタイヤには判断の基準②を適用しない。

４　判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。

５　判断の基準③は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成２年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

６　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

７　配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表　車外騒音（通過騒音）性能の基準

断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値【ｄB(A)】
185 以下	70
185 超 245 以下	71
245 超 275 以下	72
275 超	74

備考）シビアスノータイヤ（UN R117 に規定される性能要件を満たすスノータイヤ。スタッドレスタイヤを除く。）、エクストラロードタイヤ及びレインフォースタイヤ（ISO 4000-1 に規定された標